

松本市・四賀村 新市建設計画

平成 16 年 10 月 松本市・四賀村合併協議会

令和 2 年 12 月変更 松本市

目 次

序論

1	はじめに	1
2	合併の必要性	5
3	計画の策定方針	12

新市の概況

1	新市の位置・面積	14
2	新市の地勢	15
3	気候	15
4	人口と世帯	16
5	産業別就業人口	19

主要指標の見通し

1	人口	21
2	世帯	21

新市建設計画の基本方針	23
1 新市の将来像	24
2 新市建設の基本方針	24
3 四賀地区の整備の方針	26
新市の施策	
計画の体系	27
地方分権と市民が主役のまちづくり	28
1 人と自然が調和しやすい環境共生都市	29
2 明るさとやさしさあふれる健康福祉都市	31
3 文化の薫り高く豊かな心を育てる文化教育都市	32
4 にぎわいと活力みなぎる産業拠点都市	34
5 個性的で魅力あふれる快適安全都市	35
新市における長野県事業	38
公共的施設の統合整備に関する事項	40
財政計画	41

I 序論

1 はじめに

(1) 計画の趣旨

新市建設計画（以下「本計画」といいます。）は、松本市と四賀村の合併に伴う四賀村のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくりの施策を策定するものです。

(2) 合併方式

合併方式は、四賀村の松本市への編入合併方式とします。

(3) 市村の沿革

ア 松本市

松本市は、平安時代には信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には、松本藩の城下町として栄えました。

明治 22 年 4 月には町制を、同 40 年 5 月には市制を施行し、その後、昭和 29 年・昭和 49 年などに周辺の村との合併を経て現在の市域が形成されました。

また、産業のまちとして、明治末期からは、製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には、日本銀行松本支店が開業されるなど県下経済金融の中心地となりました。

近代工業化は、第二次世界大戦中の工場疎開に端を発しており、さらに、昭和 39 年の新産業都市の指定が契機となって、電機・機械・食料品などの業種を中心に発展し、最近では、ソフトウェア産業の振興が図られています。

商業は、「商都松本」と称せられてきたとおり、中南信地方の基幹都市として大きな商業集積を形成しています。

一方、松本市は、伝統的に教育を尊重する気風が強く、明治初年の開智学校の開校に始まる独自の教育制度や松本高等学校の招致、近年

では、世界的に著名なスズキ・メソード及び世界花いっぱい運動が発祥するとともに、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の開催に代表されるように、芸術文化の息づく教育のまちです。

さらに、長野自動車道や安房トンネル、また、信州まつもと空港の整備などにより、交通の要所、産業経済・教育文化交流の地として発展しています。

イ 四賀村

四賀村は、国府が配された頃、錦服の駅が置かれて交通の要衝となりました。

江戸時代には、天領となりますが、実質は、松本藩が統治し、会田町・刈谷原町は善光寺街道の宿場、保福寺町は江戸街道の宿場としてそれぞれ栄えました。

今の四賀村となるまでには、幾多の変遷がありました。明治維新時には、総数 27 カ村を有していましたが、明治 8 年に、刈谷原町村・会田村・中川村の 3 カ村となり、その後、更に廃置分合が行われて、明治 22 年には、錦部村・会田村・中川村・五常村の 4 カ村となり、昭和 28 年中学校の統合を機に 4 カ村が合併することになって、昭和 30 年 4 月 1 日に現在の四賀村となっています。

松本市の合併経過

松本市の合併経過

旧村名	明治22年	明治40年	大正14年	昭和18年	昭和29年	昭和35年	昭和36年	昭和49年
松本北深志町、松本南深志町、桐村、蟻ヶ崎村、宮淵村、白板村、渚村、筑摩村他	松本町	松本市 (市制施行)	松本市	松本市	松本市 (4月)	松本市	松本市	松本市
出川町村、笹部村、両島村、高宮村、並柳村、筑摩村他	松本村			(大字神田)				
中山村	中山村							
島内村	島内村							
島立村	島立村				松本市 (8月)	松本市	松本市	
新村	新村							
和田村	和田村							
神林村	神林村							
二子村、小俣村、神戸村、神戸新田村、今村	笹賀村							
村井町村、小屋村、平田村、野溝村	芳川村							
小赤村、豊丘村、白瀬淵村	寿村							
下岡田村、松岡村、岡田町村、伊深村	岡田村							
入山辺村	入山辺村							
里山辺村	里山辺村							
今井村	今井村				(北内田)	(崖の湯)		
片丘村	片丘村は昭和34年4月塩尻市と合併							
惣社村、横田村、大村、浅間村、水汲村、原村、洞村、稲倉村、三才山村	本郷村							

四賀村の合併経過

四賀村の合併経過

旧村名	明治8年	明治14年	明治22年	昭和27年	昭和30年4月	昭和30年9月				
西宮村	会田村		五常村		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高萩地区豊科町へ分離</div> 四賀村					
北山新田										
落水村										
井刈村										
執田光村										
会田町村										
宮本村										
穴沢村		穴沢村	会田村				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高萩地区豊科町へ分離</div> 四賀村			
取出村										
板場村										
刈谷原町村	刈谷原町村	刈谷原町村	錦部村						<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高萩地区豊科町へ分離</div> 四賀村	
七嵐村										
赤怒田村										
殿野入村										
金山町村										
保福寺町村										
反町村										
小岩井村	中川村		中川村		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高萩地区豊科町へ分離</div> 四賀村					
両瀬村										
金井村										
原山村										
横川村										
矢久村										
召田村										
長越村										
藤池村										
会吉新田										
							河鹿沢地区本城村へ分離			

2 合併の必要性

(1) 現状について

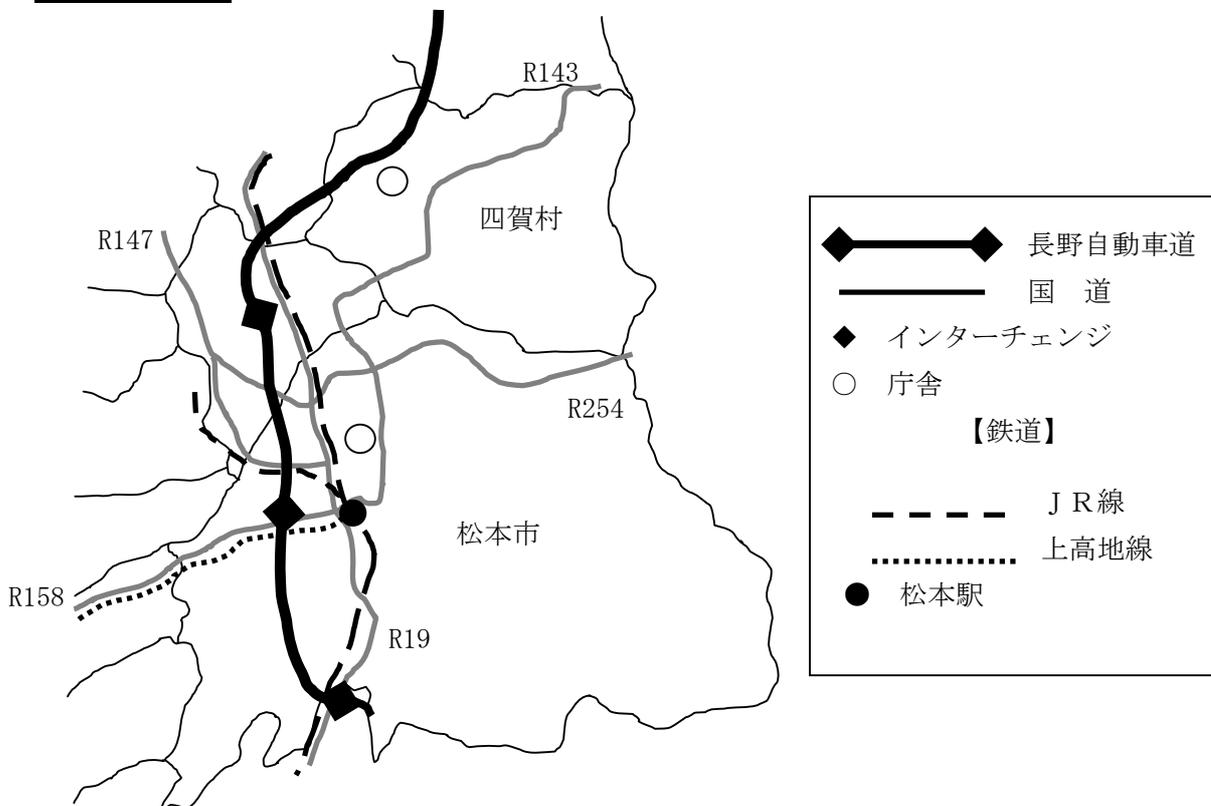
ア 生活圏の広域化と住民ニーズの多様化

道路交通網の進展や情報技術の発展などにより、生活、文化、経済、情報など様々な分野で、住民の生活圏が拡大し、価値観の多様化が進んでいます。

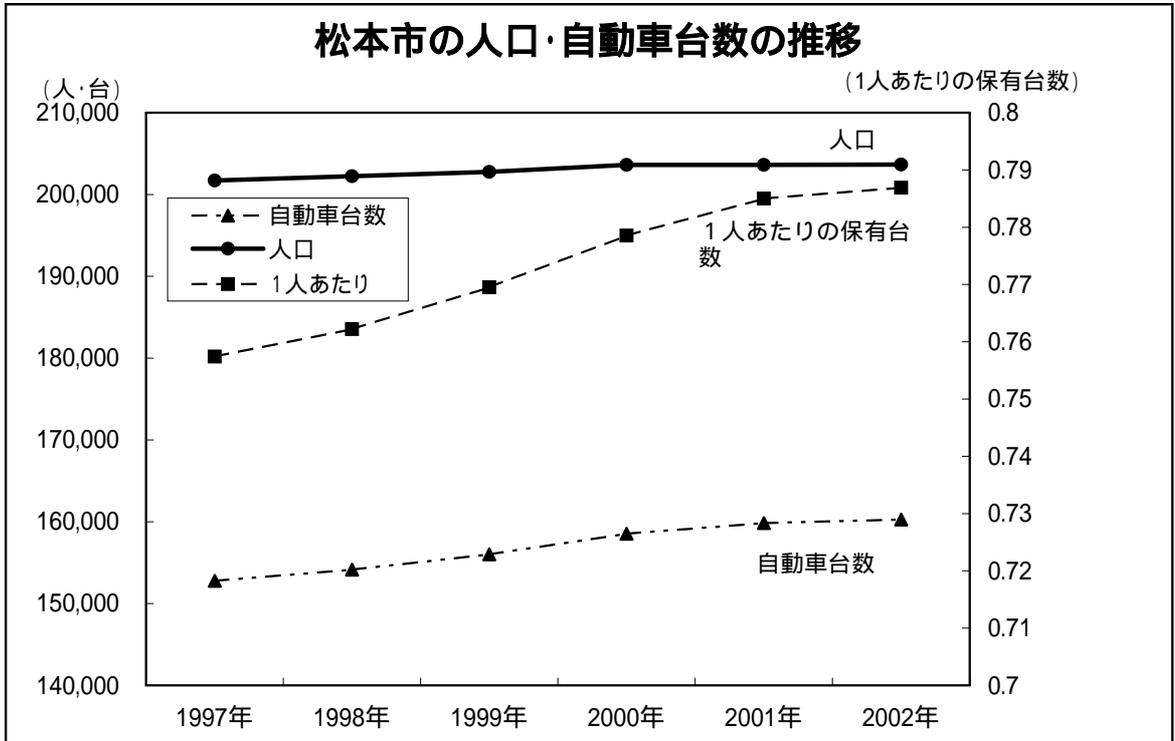
市町村においては、多様化・高度化する住民のニーズに的確に対応するとともに、より広域的な行政サービスが求められています。

松本市と四賀村においても、住民の自動車保有台数の伸長に見られるとおり、道路整備に呼応し、個人の行動範囲が広範囲となり、通勤、通学などの日常生活においても、市村の枠を超える生活圏が形成されています。

域内交通地図

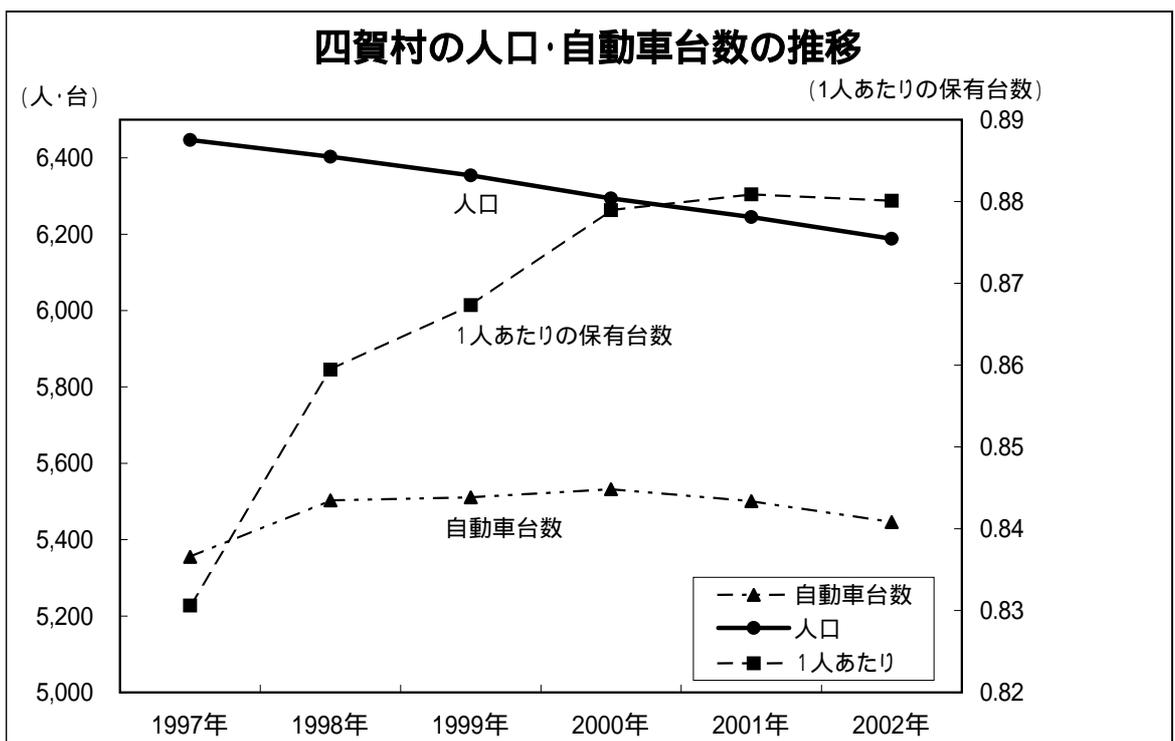


人口・自動車保有台数の推移



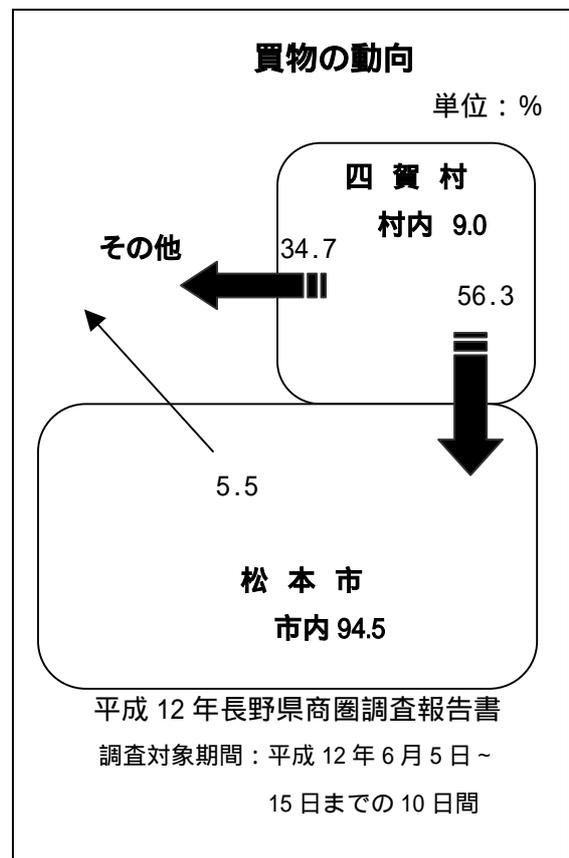
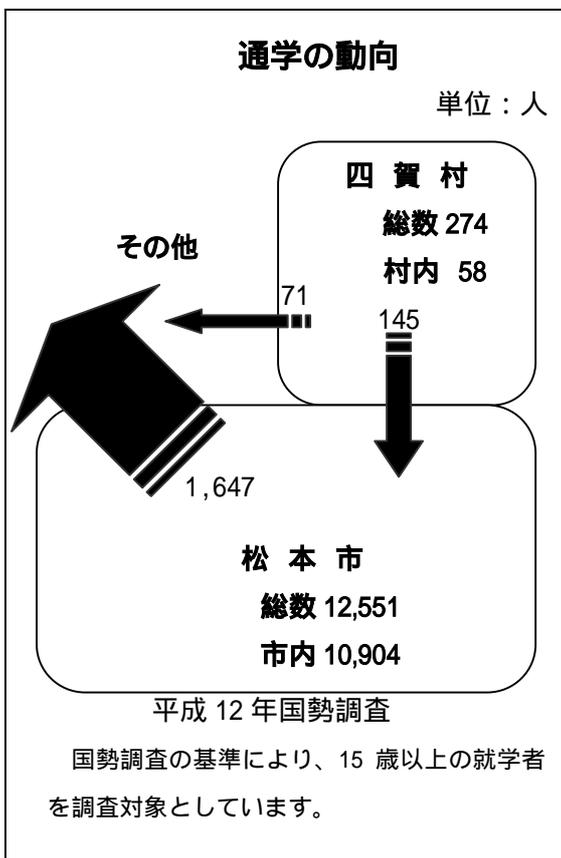
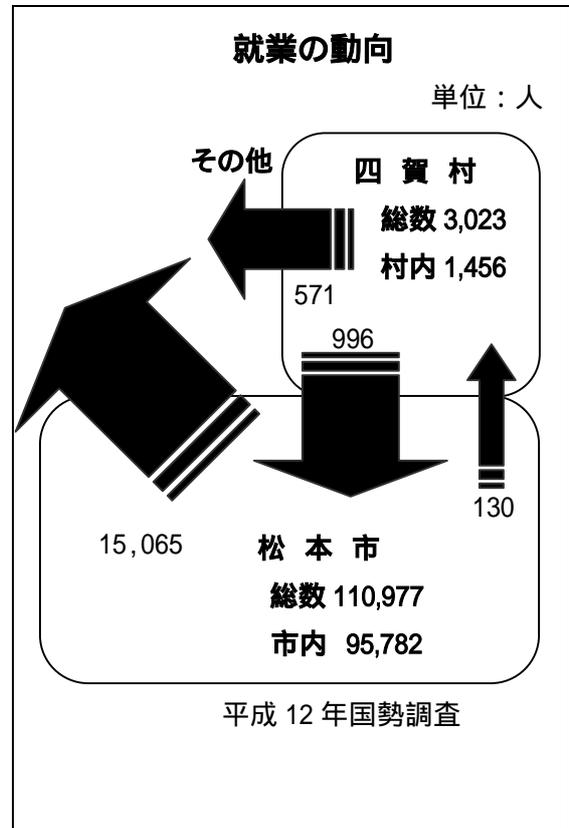
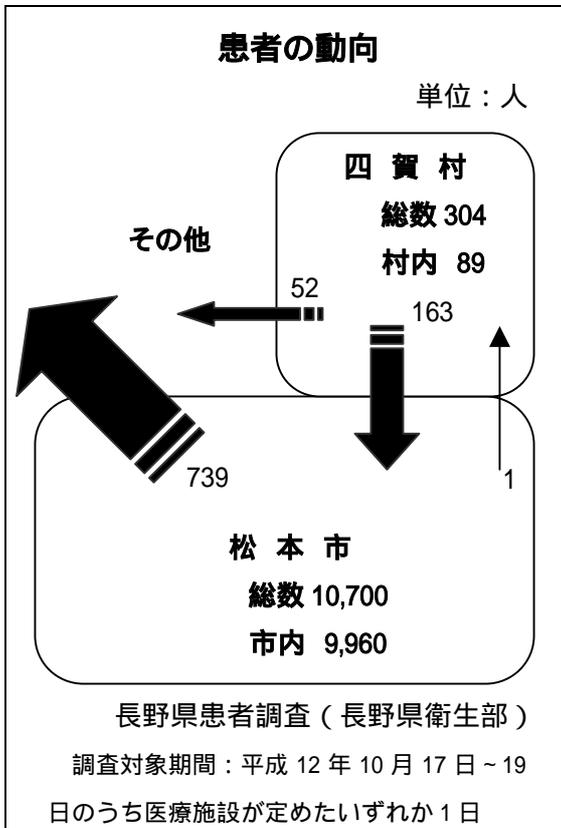
	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
自動車台数	152,778	154,144	156,018	158,527	159,837	160,261
人口(人)	201,711	202,236	202,753	203,613	203,616	203,663
1人あたり(台)	0.76	0.76	0.77	0.78	0.78	0.79

長野県保有自動車実勢表(平成15年3月末)



	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
自動車台数	5,355	5,503	5,511	5,532	5,501	5,446
人口(人)	6,447	6,403	6,354	6,294	6,245	6,188
1人あたり(台)	0.83	0.86	0.87	0.88	0.88	0.88

患者・就業・通学・買物の動向



イ 地方分権への取組み

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方分権の動きが本格化しています。

地方分権は、行政の権限をできる限り、住民に身近な市町村へ移して、地域の創意と工夫で行政運営を推進できるようにするための取組みです。国と地方の役割分担に応じた見直しが進められ、今後ますます地方分権が進められます。

自らの判断と責任においてまちづくりを担う地方分権を円滑に進めるために、市町村には、より一層の行財政基盤の強化が求められます。

ウ 人口減少と少子高齢社会

平均寿命が延びる一方、未婚者の増加や晩婚化などを背景にして、今後どの市町村も少子化が進み、人口の減少と高齢社会の進展した社会構造となります。

市町村においては、少子化対策や高齢者福祉の充実が大きな課題となるとともに、多大な財政負担を求められ、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少とともに、地域における社会的活力の減退が心配されます。

エ 行財政改革の推進

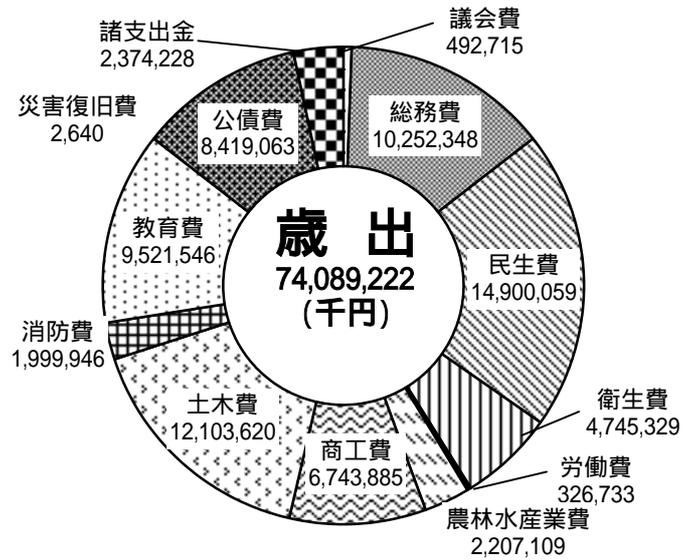
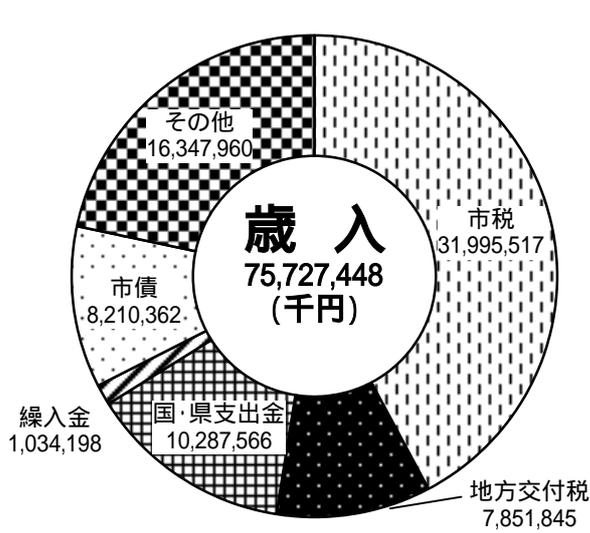
社会経済情勢の変動や地方分権などの進展に伴い、多様化・高度化し、増大する行政需要に的確に対応するため、より効果的・効率的な行政運営が求められています。

地方財政運営においても、三位一体の改革が進められ、国庫支出金の削減と地方交付税の縮減が行われるなど、非常に厳しい状況にあり、行財政改革の推進、地域の実情に応じた効率的かつ重点的な行政サービスの提供などによる一層の財政の健全化が求められます。

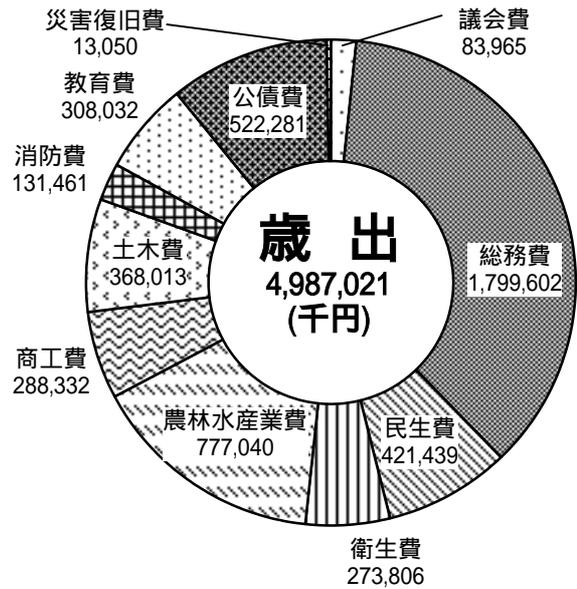
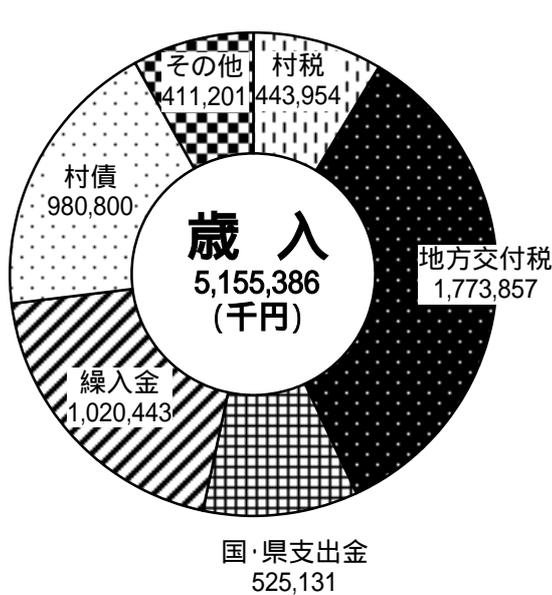
市町村においては、補助金や地方交付税に大きく頼らない財政構造への転換を図るため、徹底的な行財政改革により行政経費を削減し、少ない経費でより高い行政サービスを提供することが緊急の課題となっています。

平成14年度一般会計歳入歳出決算

松本市



四賀村



(2) 合併の効果について

ア 広域的視点での政策展開

合併により新市は、広域的視点に立って、それぞれの地域の特性を活かした政策によって、まちづくりをより効果的に推進することができます。

例えば、高齢者福祉、観光宣伝、農業活性化などにおいて、広域的な視点から、地域特性を活用した一体的かつ総合的な事業の展開が可能となります。

イ 行財政基盤の効率化

合併により新市は、行政経費が大きく削減され、より少ない経費で効果的・効率的な行政サービスの提供ができます。

新市においては、行政組織の見直しをはじめ、事務事業の統廃合や特別職、一般職、議会議員の数の削減などにより、行政経費の削減を可能とし、よりスリムで効率的な、安定したメリハリのある行財政運営ができるようになります。

ウ 行政サービスの向上

合併により新市は、強化された行財政基盤によって、多様化し、高度化した住民のニーズに対応できる行政サービスの充実や安定が図られます。

例えば、四賀地区では、従来、特定の行政分野を担当する課などを設置する組織編成や、専門的で高度な能力が求められる分野への専門職の職員配置などが困難でしたが、新市においては、充実した組織や職員体制での対応が可能となり、また、高齢者などへの安定した福祉サービスが提供できるようになります。

エ 住民の利便性の向上

合併により新市は、住民票の交付などの行政窓口が勤務地の近くなども利用でき、また、図書館やスポーツ施設などの公共施設の利用

範囲が広がります。

さらに、地域における人的なつながりが広がり、多種多様な活動が可能となります。

オ 新たなまちづくりの展開

合併により新市は、地域の事情に配慮し、その特性を活かしたまちづくりを展開することができます。

地域の活性化のために四賀地区では、今まで以上に新市域の一体感が醸成されることが重要で、新市の北部に山並みを隔てて立地しているという地域事情による疎遠感や孤立感を解消し、住民が安心して、安全な生活をするような事業への取組みが可能となり、また、「ゆうきの里」に代表される四賀地区特有の事業を積極的に推進するとともに、高齢社会における足腰の強いまちづくりを進めることができます。

3 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「松本市基本構想 2010」※1 を踏まえて、「松本市・四賀村新市将来構想」※2 を骨子とし、松本市と四賀村の合併に伴う四賀地区のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくりの施策を策定するものです。

これにより、新市の建設を合理的かつ効果的に推進し、新市の一体化の速やかな確立と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、合併後の具体的なまちづくりの方針や事業については、松本市総合計画に本計画の内容を反映していきます。

※1 「松本市基本構想2010」

松本市がめざす将来の都市像と、これを実現するための基本方針からなり、市民と行政が一体になって取り組む、まちづくりの指針として、平成13年2月21日に策定されました。

目標年度は、平成 22 年度となっています。

※2 「松本市・四賀村新市将来構想」

平成15年7月10日に松本市・四賀村合併協議会新市将来構想策定委員会を松本市・四賀村合併協議会の附属機関として設置しました。

同委員会は、合併協議会会長からの諮問に応じ、「松本市・四賀村新市将来構想」を策定し、平成 15 年 11 月 27 日に答申を行いました。

新市将来構想の主な目的

- (1) 市・村の合併に伴う新市の一体的なまちづくり構想を策定し、合併後の新市における四賀地区の位置付けを明確にします。
- (2) 市・村の住民に対する合併に関する説明資料とします。
- (3) 合併までに策定する新市建設計画の骨子とします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

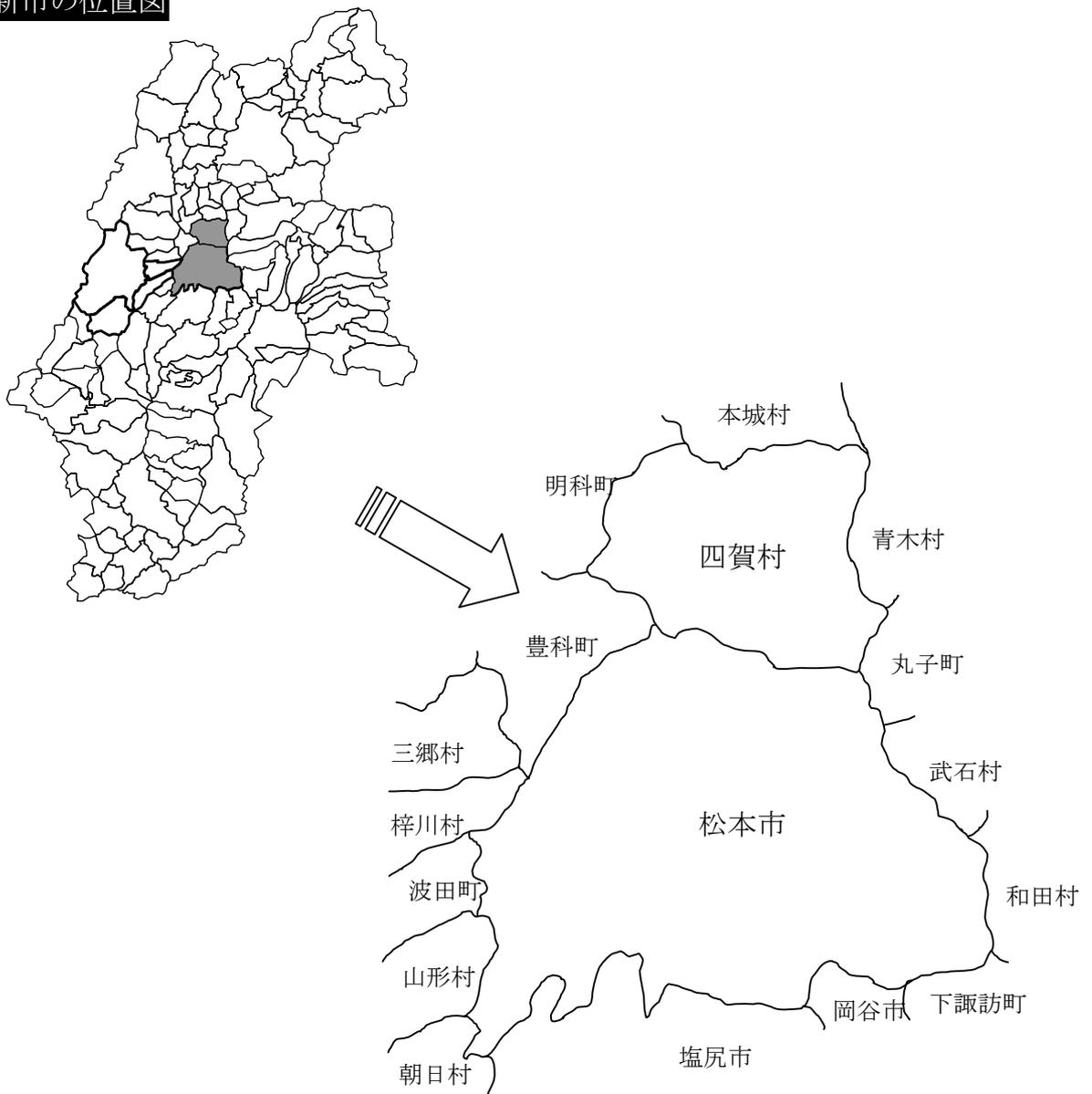
本計画の期間は、平成 17 年度(2005 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 21 年間とします。

II 新市の概況

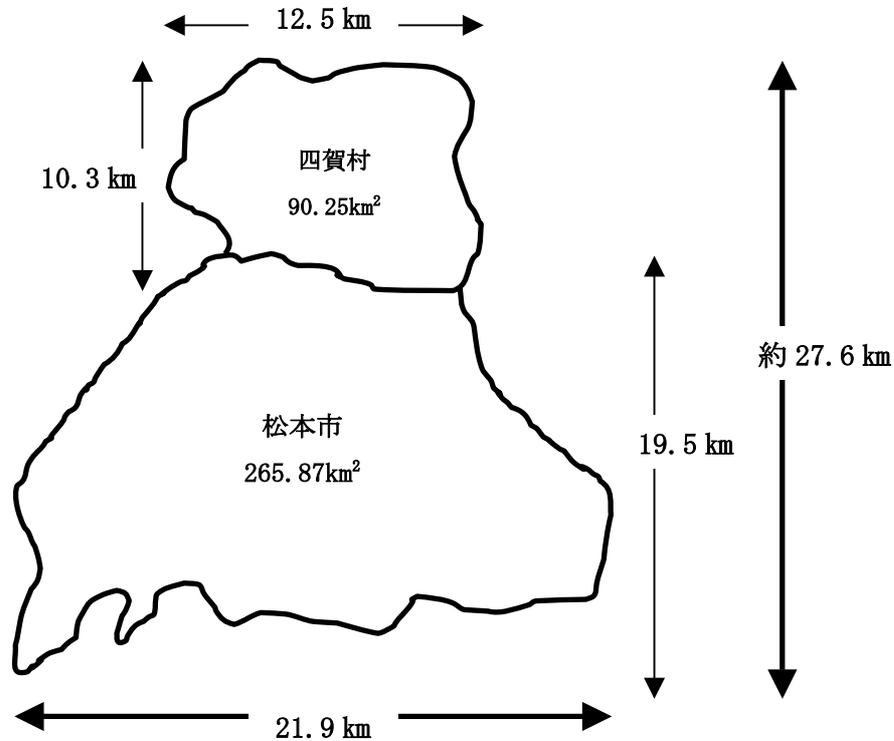
1 新市の位置・面積

新市は、長野県のほぼ中央に位置し、北の本城村をはじめとする 14 市町村に囲まれ、概ね東西 22 km、南北 28km にわたる総面積約 356.12 km²を形成します。

新市の位置図



新市の面積



2 新市の地勢

新市は、西に北アルプス、東に美ヶ原高原を望み、犀川の支流梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川、鎖川など多くの河川が運搬してきた砂礫などが堆積した扇状地などから形成されている地域と、一方、山並みを隔てた北部には、周囲を山に囲まれた中に、東部山麓に源を発した保福寺川、会田川に沿って耕地が開けている地域があります。

これらの山々や清流などの豊かな自然は、市街地や農村地帯への恵みとなり、産業や文化を育て、地勢そのものが豊かさの象徴となっています。

3 気候

新市の気候は、日較差の大きい典型的内陸性気候を示しています。湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、乾燥した空気で空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。

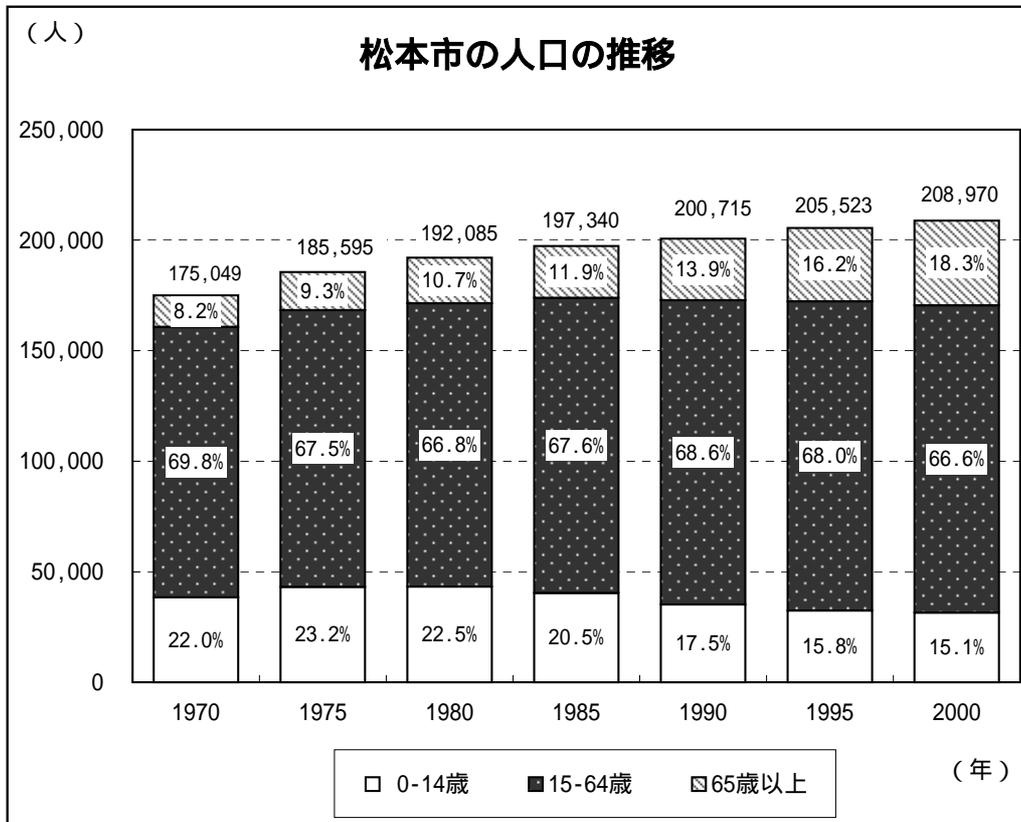
4 人口と世帯

新市の人口規模は、平成12年（2000年）国勢調査に基づくと、215,078人で平成7年（1995年）の211,896人と比較すると約1.5%増加しています。

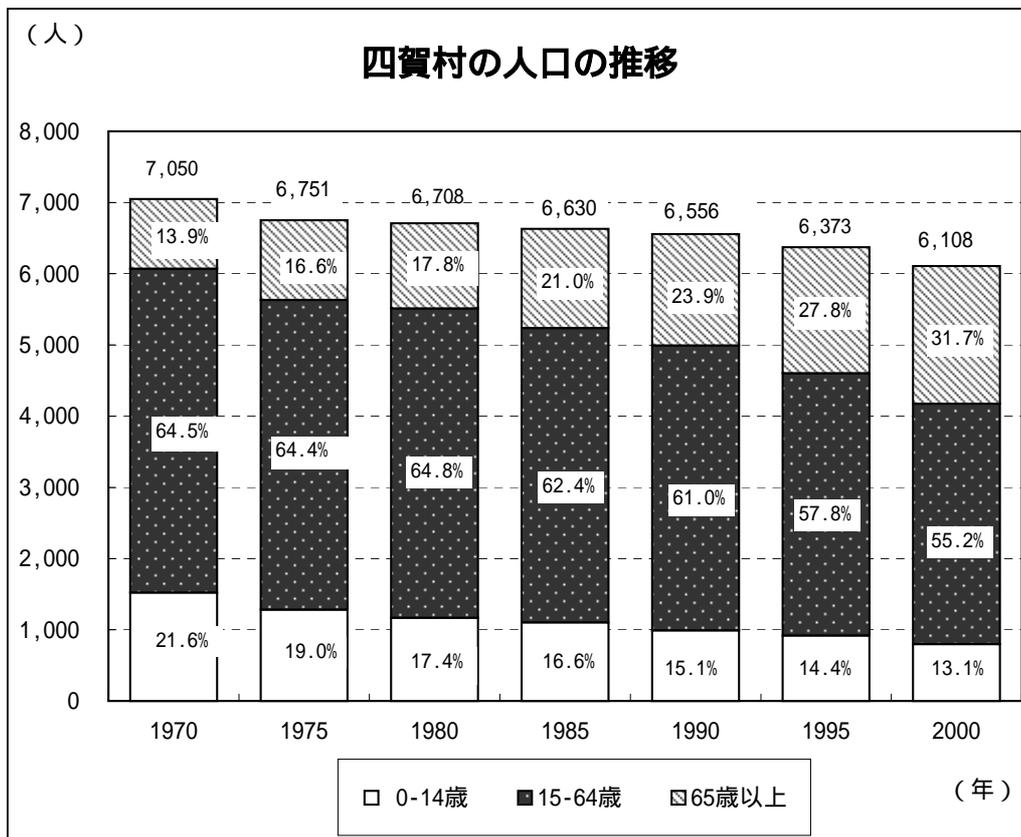
同国勢調査による新市の年齢別3階層人口は、年少人口比率が15.0%、生産年齢人口が66.3%、老年人口比率が18.7%となっています。

世帯数は、82,974世帯となります。一般世帯の1世帯当たりの人員は、長野県全体の2.89人を下回る2.59人となっています。

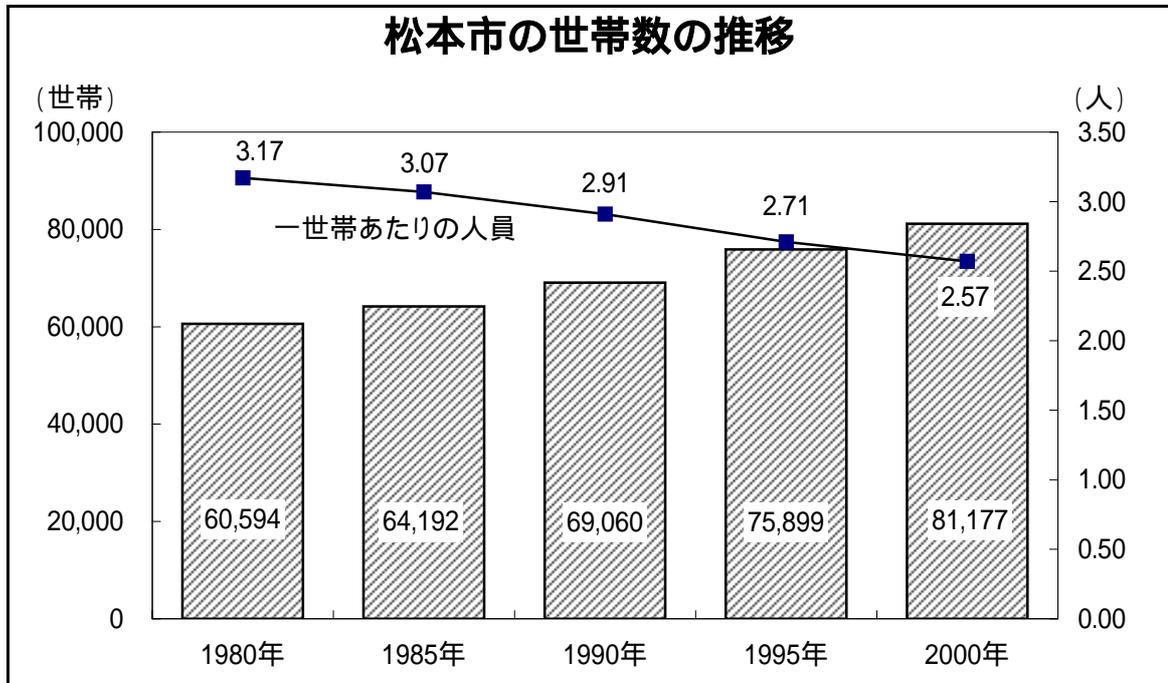
人口の推移 (1970年～2000年)



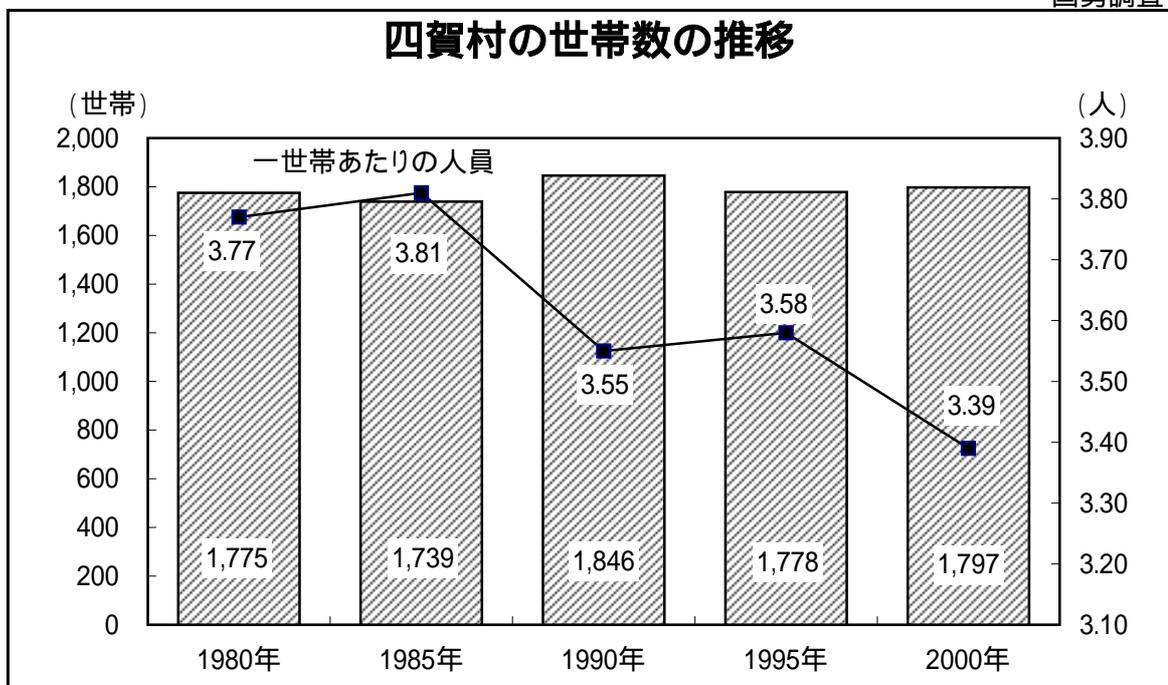
国勢調査



世帯数の推移 (1980年～2000年)



国勢調査



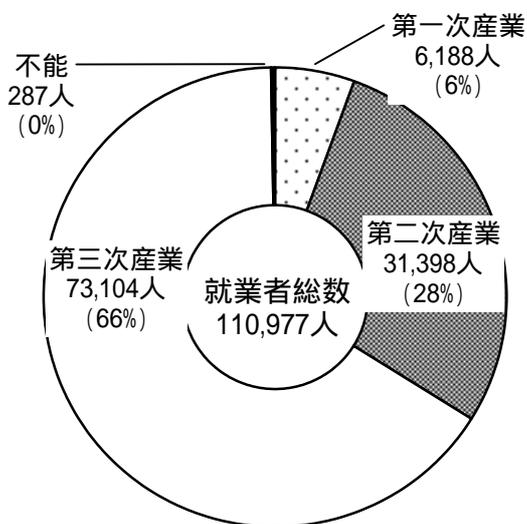
5 産業別就業人口

新市の産業別就業人口は、第一次・第二次産業は、減少傾向で推移し、第三次産業へのウエイトが高まっています。

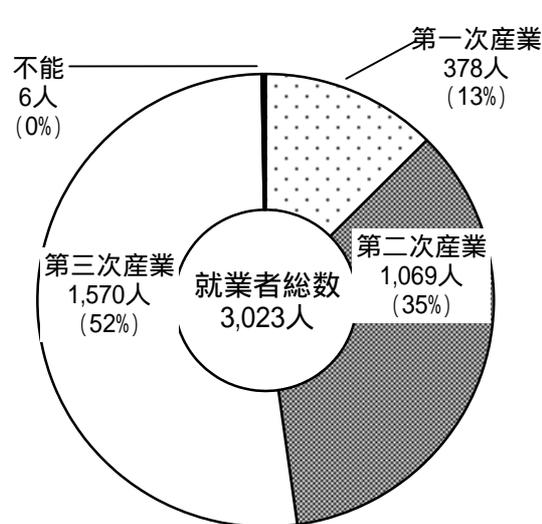
平成12年(2000年)国勢調査では、全体就業者数は、114,000人となり、そのうち第一次産業は6,566人(5.8%)、第二次産業は32,467人(28.5%)、第三次産業は74,674人(65.5%)となっています。

産業別就業人口

松本市



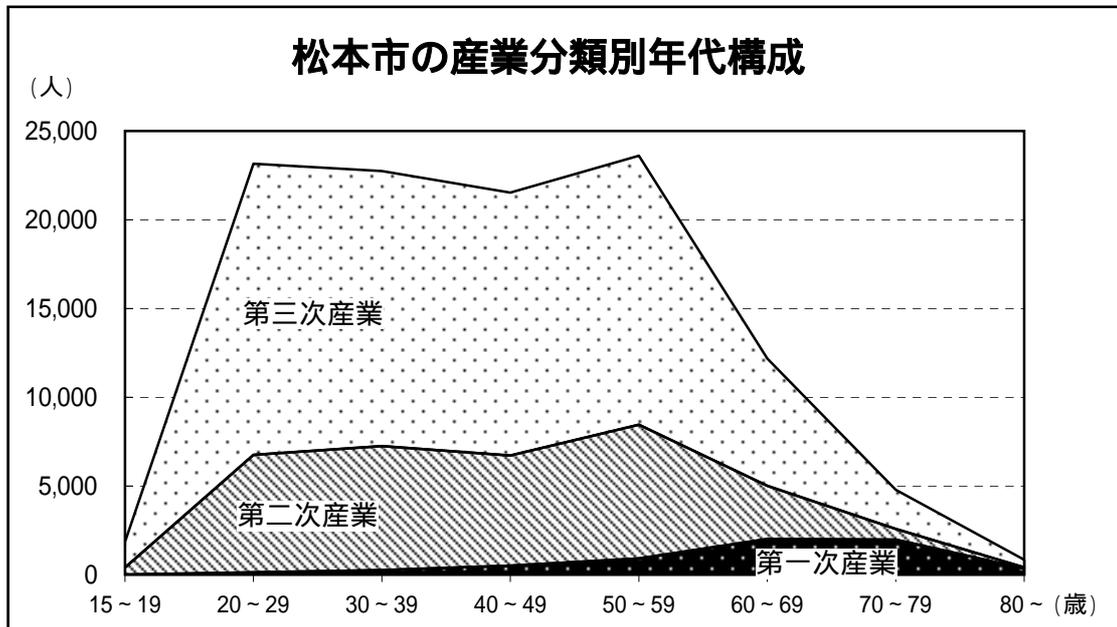
四賀村



平成12年国勢調査

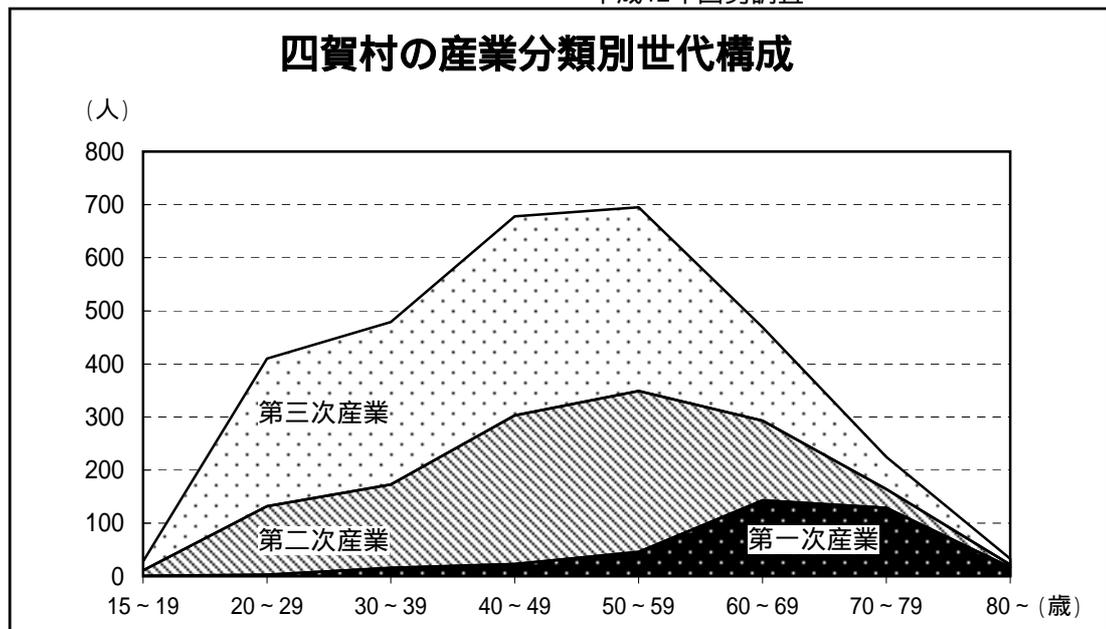
- 第一次産業 … 農業、林業、漁業
- 第二次産業 … 鉱業、建設業、製造業
- 第三次産業 … 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務(他に分類されないもの)

産業分類別年代構成



項目	第一次	第二次	第三次	分類不能
15～19歳	10	394	1,452	11
20～29歳	139	6,615	16,399	95
30～39歳	263	6,989	15,490	68
40～49歳	515	6,206	14,812	50
50～59歳	919	7,534	15,151	40
60～69歳	2,015	2,993	7,169	14
70～79歳	1,975	606	2,201	7
80歳～	352	61	430	2
合計	6,188	31,398	73,104	287

平成12年国勢調査



項目	第一次	第二次	第三次	分類不能
15～19歳	1	10	17	1
20～29歳	3	129	278	1
30～39歳	16	157	306	1
40～49歳	23	280	375	1
50～59歳	46	303	346	1
60～69歳	143	150	176	1
70～79歳	129	35	61	1
80歳～	17	5	11	1
合計	378	1,069	20,157	6

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

新市の人口は、近い将来、減少することが予想されます。特に、高齢化率は、確実に上昇し、少子化と相まって、生産年齢人口の減少が懸念されるどころです。

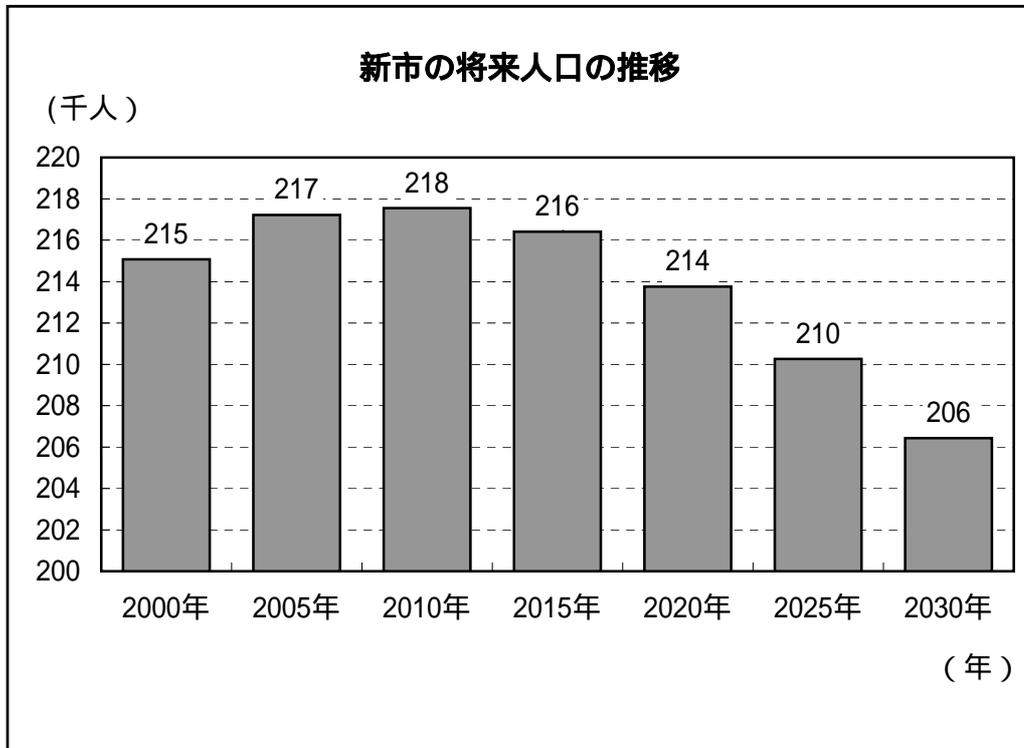
平成 12 年（2000 年）には 215,078 人であった人口は、推計上では平成 22 年（2010 年）の 217,552 人をピークに、その後は、減少の傾向にあり、平成 27 年（2015 年）の総人口は、216,412 人と予測されます。

2 世帯

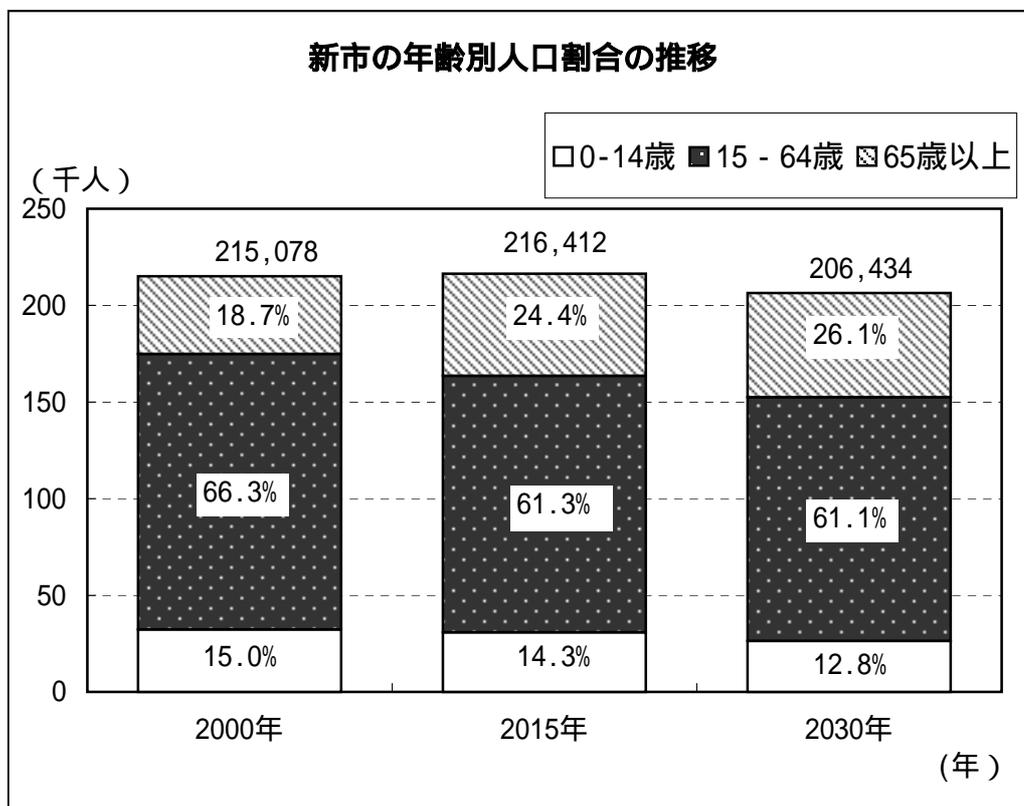
平成 27 年（2015 年）の世帯数は 94,308 世帯と予測され、平成 12 年（2000 年）の 82,974 世帯と比較すると、13.7%の伸び率となります。

また、1 世帯当たりの人員数は、平成 12 年（2000 年）の 2.59 人に対し、平成 27 年（2015 年）には、2.29 人と予測され、単身世帯の増加や核家族化の進展などにより、減少傾向を続けることが見込まれます。

新市の将来人口の推移 (2000年～2030年)



新市の年齢別人口割合の推移 (2000年～2030年)



IV 新市建設計画の基本方針

松本市は、平成 12 年 11 月に特例市へ移行しました。真の地方自治を確立するためには、地方自治体に対する更なる権限の委譲と税財源配分の適正化が必要となり、この特例市への移行は、松本市が地方分権を推進するための大きなステップです。

新市においては、中南信の基幹都市として中核市への移行を共にめざし、個性豊かで活力のある地域社会の創造と市民サービスの向上のため、既に一体的な生活圏を形成している四賀地区の歴史・文化を継承し、一つの自治体としてより広い観点からのまちづくりを進めます。

少子高齢社会の進展や急速に進む情報化・国際化、さらに地球規模での環境問題、情報通信技術による産業構造の転換など社会経済情勢は、大きく変化しています。これらの状況の中で、四賀地区では、豊かな自然環境を保全し、活用しながら、産業の活性化を図るため、社会の新たな変化に適切に対応し、地球環境や国際化の視点からまちづくりを進めます。

四賀地区は、豊かな自然、文化財、歴史を感じる街なみがある人情豊かな地域です。こうした地域の伝統や文化などを大切な資源として見つめ直し、それらと共存しながら有効に活用するとともに、地区住民すべてが共感できる豊かで質の高いまちづくりを進めます。

四賀地区では、住民及び企業・団体などが環境との共生をめざし、生産・消費の各段階における環境への負荷を低減するまちづくりを進めるとともに、少子高齢社会の進展による人口の減少という全国的問題を地域の課題として捉え、解決する取組みを進めます。

新市においては、広域的な視点から四賀地区の発展をめざし、時代に応じた施策を積極的に取り入れ、計画的・効率的な行財政運営を通して、更なる行政サービスの効率化と質の向上を図り、新たなまちづくりを推進します。

この新市建設計画の基本方針は、以上の考え方に基づいて、新市がめざす将来像と、これを具体化する5つの都市像を示して、まちづくりの基本方針とし、さらに、四賀地区の整備の方針を定め、市民と行政が一体となって取り組む、新市建設の指針とするものです。

1 新市の将来像

雄大なアルプスの山なみ、大地をうるおす幾すじもの清流、豊かな緑、澄んだ空気、これらの松本を包み込むかけがえのない自然は、私たちの貴重な財産です。

先人たちは、この自然とともに生き、英知と努力で未来を切り開き、今日の松本を築いてきました。

今私たちは、この恵まれた自然と先人の築いた文化のもとで、市民一人ひとりが光り輝き、市民一人ひとりが尊重されるまちづくりを進めます。

それは、幼児から高齢者まですべての市民が、お互いを思いやり、個性を認めあい、助けあい、健康で楽しく生きがいを持ち、安心して暮らせるまちを創ることです。

そのようなまちづくりを通じ、私たちは、広く世界に目を向けて、新たな文化や新たな価値を生み出し、本市の持つすぐれた特性を活かしながら、魅力と活力そしてうるおいとやすらぎに満ちた、次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる新しい松本を創造していきます。

2 新市建設の基本方針

新市の将来像を具体化するため、まちづくりの基本姿勢と将来の5つの都市像を示し、新市建設の基本方針とします。

○ まちづくりの基本姿勢

「地方分権と市民が主役のまちづくり」

地方分権を進め、地方自治を確立するため、健全かつ効率的で市民にわかりやすい行財政運営を行い、市民と行政の協働による市民が主役のまちづくりを進めます。

○ 5つの都市像

「人と自然が調和しやすい環境共生都市」

恵まれた自然環境と快適な生活環境が保全され、資源循環型社会が形成された環境共生都市をめざします。

「明るさとやさしさあふれる健康福祉都市」

幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で、人として尊重され、心豊かで健康に暮らせるやさしさに満ちた日本一の健康福祉都市をめざします。

「文化の薫り高く豊かな心を育てる文化教育都市」

歴史と文化に支えられた、多様な学習環境に満ち、心のふれあいと交流が生まれる夢と生きがいのもてる文化教育都市をめざします。

「にぎわいと活力みなぎる産業拠点都市」

産業の活性化を図り、次代を拓く新たな産業を創出し、地域経済の発展につながる豊かで安心して働ける産業拠点都市をめざします。

「個性的で魅力あふれる快適安全都市」

機能的で安全で暮らしやすい都市基盤に支えられた、自然環境と産業と人の暮らしが調和する快適安全都市をめざします。

3 四賀地区の整備の方針

四賀村では、基本目標を「地球環境に根ざす新しい生活とまちの創造」とし、スローガンを「エコ・ビレッジ四賀」としてまちづくりに取り組んできました。

新市における四賀地区では、地域の活性化のために、今まで以上に新市域における生活圏の一体化を進め、住民の一体感を醸成するとともに、地域特性を最大限に活かした事業を進めます。

そのため、松本市街地と四賀地区とを直接結び、筑北や東信地域との連携のうえでも重要な道路となる松本・四賀直結道路の建設に取り組みます。この直結道路は、地区住民にも安全で安心できる生活を確保します。

また、有機無農薬栽培や有機循環型農業などの「ゆうきの里」づくりを推進し、環境にやさしい資源循環型まちづくりをめざします。

高齢社会がますます進展する四賀地区においては、保健・福祉・介護の各分野を連携する総合的な事業に取り組み、住民の共助による福祉社会の実現をめざします。

V 新市の施策

新市の迅速な一体化を進めるとともに、新市のまちづくりの指針とし、基本方針を具体化する総合的かつ計画的な整備を推進するため、次のような施策を展開します。

◎ 計画の体系

基本姿勢 地方分権と市民が主役のまちづくり

5つの都市像

施策の一覧

1 環境共生都市



- (1) 自然と共生した快適な生活環境の創出
- (2) 環境にやさしい循環型社会の構築
- (3) 花と緑とうるおいの都市空間の創出

2 健康福祉都市



- (1) 思いやりとふれあいの福祉社会づくり
- (2) 生涯にわたる健康づくりと地域医療の充実
- (3) すべての人が尊重される社会づくり

3 文化教育都市



- (1) 次代を担う人づくり
- (2) 多彩な学習と交流の支援
- (3) 伝統文化の継承と個性豊かな文化の創造

4 産業拠点都市



- (1) 地域特性を活かした産業の活性化
- (2) 魅力ある観光の振興と新たな産業の創出
- (3) 雇用の安定と労働環境の充実

5 快適安全都市



- (1) 自然と人の暮らしが調和する土地利用
- (2) 便利で暮らしやすい都市環境の整備
- (3) 安全と安心を支える危機管理体制づくり

○ まちづくりの基本姿勢

地方分権と市民が主役のまちづくり

地方分権一括法の成立等、地方分権の大きなうねりの中で、自治体が自らの判断と責任において自分たちのまちづくりを進めていく時代がきています。

そして、その手法は、「市民参画」と「協働」です。積極的な情報提供のもと、計画づくりからの市民参画を進め、市民と行政の役割分担を明確にして市民が主役のまちづくりを進めていくことが求められています。

さらに、地方分権を進め、地方自治を確立するため、行政改革と効率的な行財政運営が必要です。

(1) 市民自治の推進

積極的な情報提供による市民参画を推進し、コミュニティの再構築、ボランティア・NPO活動への支援を進め、協働による市民自治のまちづくりを進めます。

(2) 広域連携と中核市への移行

中核市への移行をめざし広域連合・近隣市町村との交流、連携を密にし、長期的な視野に立って30万都市建設に向けて自治能力の高いまちづくりを進めます。

(3) 簡素で効率的な行財政運営

行財政の簡素効率化、人材育成に努め、健全財政を堅持しつつ、IT（情報技術）※1等を活用し必要な行政サービスを的確に提供できるまちづくりを進めます。

(4) 四賀地区での主な取組み

地区住民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する住民協働のまちづくりを推進します。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
コミュニティづくり	コミュニティ施設の整備
行政の簡素効率化	行政手続電子化の推進、情報通信インフラ 2 の整備 庁舎の整備

※1 IT 【information technology】

情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまで、その応用範囲を広げている技術・手法を総称していいます。

※2 インフラ(インフラストラクチャーの略) 【infrastructure】

生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤及び学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設が該当します。社会的生産基盤。

○ 5つの都市像

1 人と自然が調和しやすらぎのある環境共生都市

雄大な北アルプスの山々、清らかな水・空気、豊かな緑などの自然環境は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらしてくれます。

私たちは、この恵まれた自然環境、生活環境を将来にわたって維持し、共生していかなければなりません。

自然と人間が共生し、安心して生活できる環境を創るため、自然環境の保全、ごみの減量・再資源化を進めた循環型社会の構築、公園緑地の整備による緑豊かなまちづくり、自然や伝統的景観に調和した都市景観の形成を進めることが必要です。

(1) 自然と共生した快適な生活環境の創出

地球環境や身近で豊かな自然環境を保全し、市民生活を支える生活環境の充実に努め、快適さを実感できるまちづくりを進めます。

(2) 環境にやさしい循環型社会の構築

廃棄物を適正処理するとともに、市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量・再資源化を推進する循環型のまちづくりを進めます。

(3) 花と緑とうるおいの都市空間の創出

花と緑にあふれた街並みや公園緑地の形成、居住環境に配慮した住宅地の整備を図り、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めます。

(4) 四賀地区での主な取り組み

四賀地区では、宿場景観や森林景観を保全し、クラインガルテンをシンボルとした自然と共存できる景観形成を進めます。

また、自然と調和した快適な住環境の整備を進めます。

さらに、浄水・浄化対策に努め、安全・安心な上下水道事業に取り組み、自然エネルギーの利用や廃棄物の排出抑制に役立つ有機センターなどを活用した、地域に根付いた特色ある事業を推進し、資源循環型のまちづくりを推進します。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
地球環境への貢献	自然エネルギー利用の推進
自然環境の保全	環境負荷の低減の推進
生活環境の保全	資源の再利用の推進、廃棄物処理施設の整備
上下水道の整備	上下水道の整備・普及促進
住宅・宅地の整備	住宅の改修・建替等の推進、宅地の整備

2 明るさとやさしさあふれる健康福祉都市

少子高齢社会が進む中で、全ての市民が健康寿命を伸ばし、心豊かに安心して暮らしながら生活の質を向上させる福祉文化の醸成が求められます。

そのため、身近な地域の中から保健・医療・福祉の連携を図り、生涯にわたる健康づくりに努め、介護や子育て支援体制を充実させることが必要です。

また、男女が対等なパートナーとなり、全ての人々がお互いに尊重しあうとともに、平和で差別のない社会の実現とそのため環境整備が求められます。

(1) 思いやりとふれあいの福祉社会づくり

高齢者や障害者をはじめすべての市民が、ゆとりと生きがいを持って、お互いを思いやり、健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 生涯にわたる健康づくりと地域医療の充実

地域と保健医療の連携を深め、市民が積極的に健康づくりに参加し、だれもが生涯を通して健やかにすごせるまちづくりを進めます。

(3) すべての人が尊重される社会づくり

市民だれもが人として尊重され、お互いの個性を認めあい、豊かな人間関係のもとに、心豊かに生きることのできるまちづくりを進めます。

(4) 四賀地区での主な取組み

四賀地区では、地区の立地や住民の利便性に配慮した高齢者・児童・障害者福祉の施設などを整備し、地域の医療体制と連携した総合的なサービスを検討します。

また、住民共助による地域福祉体制の確立に取り組みます。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
福祉文化のまちづくりの推進	地域福祉社会構築の拠点施設の整備 (地区福祉ひろばの整備・充実) 高齢者・障害者福祉施設の整備 ユニバーサルデザイン 化の推進
子育て環境づくり	保育施設・児童館(センター)の整備
援護を要する人の自立援助	障害者等の自立支援
医療体制の充実	医療施設等の整備・充実

※ ユニバーサルデザイン【universal design】

障害者・高齢者・健常者の区別なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすることです。1974年、アメリカのメースによって提唱された概念です。

3 文化の薫り高く豊かな心を育てる文化教育都市

市民の心の豊かさや生きがい、まちの魅力や風格は、文化・教育の向上の所産です。

今後は、こうした伝統を受け継ぎ、広く世界に眼を向けながら、人間性・創造性豊かなうるおいとやすらぎのある文化教育の環境づくりを進めるとともに、個性豊かな地域文化を創造し、次の世代へ引き継ぐことが必要です。

(1) 次代を担う人づくり

教育環境や内容の充実を図り、教育改革に取り組み、学校と家庭と地域が連携して、創造性豊かで思いやりのある子どもを育てるまちづくりを進めます。

(2) 多彩な学習と交流の支援

市民の学習や活動の環境づくりに努め、豊かな個性を伸ばし、交流の輪が広がる学びとスポーツと交流のまちづくりを進めます。

(3) 伝統文化の継承と個性豊かな文化の創造

恵まれた文化遺産の保護と活用を図り、すぐれた芸術文化活動を育んで、市民が真の心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

(4) 四賀地区での主な取組み

四賀地区では、学校の校舎の耐震補強などの施設整備やIT教育などの設備の充実を推進し、また、地域の特色を活かした一人ひとりの個性や創造性を尊重する学校づくりを進めます。学校の配置や施設・設備の運営方法などは、地域事情等を踏まえ、より効果的な方策を検討します。

また、社会教育施設や体育施設を整備し、住民の多様で高度な学習意欲に対応できる生涯学習事業に取り組み、地区の伝統・文化を保存・継承し、地域住民の主体的な活動を促進します。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
義務教育の充実	IT教育の推進、小中学校の施設・設備等の整備
市民生涯学習の推進	生涯学習環境の充実、図書館等の整備
市民生涯スポーツの推進	スポーツ施設の充実
文化遺産の保存と活用	伝統・文化の継承・保存、博物館等の整備

4 にぎわいと活力みなぎる産業拠点都市

我が国の産業は、経済のグローバル化※、少子高齢社会の進展、高度情報化や規制緩和等により著しく変化しています。

このような状況に対応して、様々な構造変化への対応がされている一方、活力ある地域経済の形成を図るため、産業構造の変革や新分野への産業展開が求められています。

そのため、本市の特性を活かした農林業や商工業の高度化、高付加価値化を促進し、働く環境の充実を図るとともに、魅力ある観光の振興と時代の要請に対応した新たな産業を生み出すまちづくりを進めることが必要です。

(1) 地域特性を活かした産業の活性化

特色ある農林業や商工業を育成し、既存産業の高度化、高付加価値化を図り、経営基盤の確立を支援し、活力あるまちづくりを進めます。

(2) 魅力ある観光の振興と新たな産業の創出

自然・歴史・文化・産業に根ざし、個性豊かで魅力ある観光の振興と、時代の要請に対応した新たな産業を生み出すまちづくりを進めます。

(3) 雇用の安定と労働環境の充実

勤労者の健康で豊かな生活の安定と雇用の創出や働く環境の改善など安心して働けるまちづくりを進めます。

(4) 四賀地区の主な取組み

四賀地区では、安心して食することのできる美味しい有機無農薬野菜を供給する地域「ゆうきの里」を掲げ、特産品などの産地化・ブランド化や地産地消を進めます。

また、地域の特色ある農林産物や歴史ある宿場景観などを活かした観光開発に取り組みます。

さらに、都市住民との交流や雇用の確保につながる滞在型市民農園「クラインガルテン」事業のより一層の充実を図ります。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
農業の振興	農業による都市間交流の推進、観光型農業の推進 地域特性を活かしたブランドの開発と推進 有機無農薬農業の推進、農業基本台帳の整備 農地荒廃化の防止、農道の整備
林業の振興	林業の開発と推進、林道の整備
商業の振興	商業環境の整備
工業の振興	工業環境の整備
観光の振興	観光資源の活用、観光施設の整備 地域イベントの推進、観光宣伝の充実 景観形成の推進、公園等の整備
新産業の振興	起業への支援

グローバル化（グローバリゼーション） 【globalization】

世界規模に広がることです。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいいます。

5 個性的で魅力あふれる快適安全都市

少子高齢社会の進展、個人の価値観の多様化、環境問題への意識の高まり等につれて、都市機能の整備も、量から質へと変わりつつあります。

このため、住民の誰もが、心豊かで、快適な日常生活を送れるよう、自然・都市・人、それぞれに調和のとれた、魅力あるまちづくりや交通網、情報通信基盤等の整備を進めていく必要があります。

さらに、危機管理体制の確立、消防体制の充実、消費生活の安定等、災害から市民の生命・財産を守り、市民が安心して暮らすことができる生活環境を整備していくことが必要です。

自然と人の暮らしが調和する土地利用

限られた貴重な資源である土地の整備・開発・保全を計画的に進め、自然と産業と都市の均衡がとれたまちづくりを進めます。

便利で暮らしやすい都市環境の整備

機能的な市街地、便利な交通網、IT革命に対応した情報化等都市活力の源泉となる基盤整備を進め、便利で暮らしやすいまちづくりを進めます。

安全と安心を支える危機管理体制づくり

防災体制や危機管理体制を確立し、交通安全や防犯、更に消費者の自立支援の推進など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

四賀地区での主な取組み

四賀地区と市街地とを直接結び、筑北・東信地域との重要な道路となり、また、地区の孤立感を解消し、住民生活の安全性と利便性が向上する松本・四賀直結道路の整備を図るとともに、生活道路の総合的整備を推進します。

福祉、医療、産業、教育などの各分野で情報通信基盤の整備を進め、高度情報社会に対応したまちづくりに取り組みます。

また、新市域での防災体制の均衡を図り、大規模災害に備えた整備を進めます。

【主要な事業】

施策の分野	主要な事業の概要
土地利用の適正化	都市計画図等の整備
高度情報化の推進	情報通信インフラの整備
総合交通対策の推進	総合交通施策の推進
道路網の整備	地域間幹線道路、生活関連道路の整備
危機管理体制の確立	防災基盤の整備
消防体制の整備	消防施設・設備の整備

VI 新市における長野県事業

1 長野県の役割

新市は、長野県のほぼ中央部に位置し、古くから城下町を中心に芸術や文化が息づく教育のまちとして発展してきました。今後は、長野自動車道や信州まつもと空港による交通の要所として、産業経済・教育文化の拠点都市機能の充実と、農業による都市間交流の地として発展が期待されています。

また、今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズ からはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新市と十分に連携しながら、『地方分権と市民が主役のまちづくり』に向けた新市の取組みを積極的に支援します。

2 新市における長野県事業

(1) 環境保全の推進

新市が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取組みを支援するとともに、事業所指導や環境測定などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

(2) 福祉施策の充実

福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆に基づいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、障害者が地域で自立して生活するためのグループホームの整備などに向け必要な支援を行います。

(3) 保健・医療施策の充実

新市や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。

また、第2次救急医療体制の確保を図るため、病院群輪番制参加病院への財政的支援を引き続き行います。

(4) 産業の振興

各地域の観光資源を活用した誘客や、創業支援への取組みなどを支援し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図ります。

また、新市が取り組む中小企業、NPO、創業者等が行う健康・福祉、環境及び教育分野や地域資源を活用した新事業で地域経済の活性化、雇用の創出が見込める事業に対し、必要な資金を助成します。

国土保全など農業や農村の持つ多面的、公益的な機能を維持していくため、必要な農業生産基盤等の整備に取り組むとともに、地域の自律的な取組みへの支援を行います。

森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組めます。

(5) 景観の育成

地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取組みについて支援していきます。

(6) 地域交通基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組めます。

(7) 防災対策の推進

水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修、急傾斜地における崩壊対策、砂防事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組めます。

また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組めます。

コモンズ

ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理・維持するための仕組み。

公共的施設の統合整備に関する事項

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な影響などを及ぼさないように十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情などを考慮しながら、逐次検討し、整備を進めていくことを基本とします。

Ⅶ 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市としての歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績などを踏まえて、合併後も健全な財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上に必要な経費、国・県の財政支援などを反映させて、普通会計ベースで合併後 21 年間について作成しました。

なお、令和 2 年 12 月の変更にあたっては、平成 26 年度から令和元年度までについては決算額に置き換え、令和 2 年度は 9 月補正予算までを反映した決算見込み値で、それ以降については、基本的に当初計画の算定条件を踏襲した松本市全体での財政計画としています。

歳入・歳出の推計部分に係る主な算定条件は、次のとおりです。

2 歳入

(1) 地方税

市税については、過去の実績と今後の経済の見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として算定しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、現行の交付税制度を基本に見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、一般行政経費分は過去の実績などにより、社会保障関係経費は、歳出の見込みを踏まえて算定しました。

(4) 地方債

地方債については、通常債及び臨時財政対策債を見込んでいます。

当該年度の元金償還額の 85% を限度に借入れを行うものとし、その種別については、借入総額を一定の率で割り振っています。

(5) その他

ア 繰入金

繰入金については、毎年度、財政調整基金から 1 億 400 万円、地域振興基金から 3 億円、減債基金から 2 億 2,000 万円（減債基金のみ、令和 6 年度まで）を取り崩すものとし、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、芸術文化振興基金から、基幹博物館建設事業及び美術館大規模改修事業に対し、3 億 6,100 万円、1 億 2,300 万円、3,000 万円をそれぞれ取り崩すこととしています。

イ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績などにより算定しています。

ウ 繰出金

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険特別会計等の繰出金については、高齢化や制度改正を勘案して算定しています。

3 歳出

(1) 義務的経費

ア 人件費

職員数については、行政改革による増減は無いものとし、令和3年度当初の中核市移行を見越した増分のみ、見込んでいます。

イ 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定しました。

ウ 公債費

公債費については、令和元年度までに借り入れた市債の償還予定額に、今後借り入れる見込分の市債に係る償還額を見込んでいます。

(2) 普通建設事業費

普通建設事業費については、通常ベースでの普通建設事業費を見込んでいます。

(3) その他

ア 物件費

物件費については、過去の実績等により算定しています。

イ 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

4 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

歳入区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地方税	33,580	33,971	36,906	36,122	35,505	35,121	35,079
地方交付税	13,525	12,764	11,802	11,984	16,010	17,659	17,959
国・県支出金	12,680	10,756	10,165	10,903	15,463	14,954	15,194
地方債	8,936	7,008	7,602	6,601	8,911	9,050	8,512
その他	19,993	20,401	16,698	16,500	20,375	17,178	18,898
歳入合計	88,714	84,900	83,173	82,110	96,264	93,962	95,642
歳入区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方税	34,532	35,090	35,858	35,834	35,749	36,623	36,694
地方交付税	18,088	17,446	16,514	15,640	15,214	14,629	13,515
国・県支出金	14,411	15,272	16,545	16,846	16,147	16,478	15,847
地方債	8,205	8,665	8,487	6,998	6,159	7,264	7,217
その他	16,368	15,403	15,817	17,263	18,540	16,416	16,656
歳入合計	91,604	91,876	93,221	92,581	91,809	91,410	89,929
歳入区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	36,982	36,120	34,716	35,297	35,806	35,973	36,477
地方交付税	13,711	13,629	15,353	14,694	14,105	13,856	12,850
国・県支出金	19,239	47,789	19,634	19,374	19,503	19,413	19,279
地方債	7,693	8,976	7,537	7,799	7,659	6,892	6,573
その他	19,453	24,923	16,960	18,355	16,735	16,931	16,752
歳入合計	97,078	131,437	94,200	95,519	93,808	93,065	91,931

(2) 歳出

(単位：百万円)

歳出区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
義務的経費	人件費	15,512	14,861	15,622	14,869	15,745	15,678	15,420
	扶助費	8,576	8,840	9,158	9,247	10,457	14,339	15,068
	公債費	11,046	11,110	11,421	11,374	11,649	11,489	11,438
物件費		9,121	8,832	9,229	9,210	10,283	10,714	11,658
補助費等		10,977	10,796	10,797	11,101	15,730	11,414	11,561
普通建設事業費		16,630	14,371	12,535	11,713	12,153	10,064	10,602
その他		14,577	14,511	12,841	12,560	18,798	18,143	18,422
歳出合計		86,439	83,321	81,603	80,074	94,815	91,841	94,169
歳出区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
義務的経費	人件費	15,394	14,843	15,043	14,927	14,774	14,873	15,270
	扶助費	15,001	15,261	15,553	16,414	16,469	17,292	16,939
	公債費	11,387	11,446	10,920	10,741	10,575	10,703	9,833
物件費		10,838	10,812	11,421	11,546	11,673	11,577	11,778
補助費等		10,982	10,521	10,519	11,046	11,434	10,664	10,157
普通建設事業費		11,380	11,295	13,204	9,826	9,889	9,997	11,086
その他		14,910	15,994	15,032	14,477	15,315	14,120	12,443
歳出合計		89,892	90,172	91,692	88,977	90,129	89,226	87,506
歳出区分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
義務的経費	人件費	15,884	17,693	17,015	17,050	16,982	16,908	16,975
	扶助費	17,865	18,002	18,323	18,452	18,591	18,737	18,895
	公債費	9,433	9,202	9,375	9,335	9,118	8,457	8,274
物件費		13,351	13,827	14,155	14,326	14,536	14,630	14,954
補助費等		10,997	37,961	10,582	10,644	10,414	10,142	9,838
普通建設事業費		12,730	16,250	10,733	11,527	9,865	9,777	8,366
その他		16,818	18,502	14,016	14,185	14,302	14,414	14,629
歳出合計		97,078	131,437	94,199	95,519	93,808	93,065	91,931

